

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を目指す上で、コーポレートガバナンスを経営上の重要な課題であると考え、継続的に各種の取り組みを行っております。その取り組みの一つとして、当社取締役会が適切に機能しているかを検証し、その実質的な向上を図っていくために、取締役会の実効性に関して「取締役会実効性評価」を実施いたしました。その内容について以下のとおり報告いたします。

1. 実施内容

1-1 取締役会の実効性に関するアンケートを実施

【対象者】 当社取締役全員

【実施期間】 2022年2月下旬から3月上旬

【質問項目】 (1)取締役会の構成について

(2)取締役会の運営状況について

(3)取締役会の役割・責務について(主に監督機能について)

(4)社外取締役・社外監査役に対する支援体制等

(5)投資家・株主との関係

1-2 上記アンケートを基にした意見交換会と評価の実施

2. 実効性評価と結果及び課題

取締役会の実効性に関するアンケート及びアンケートを基にした意見交換会の結果を踏まえ、当社取締役会は、以下の観点から当社取締役会の実効性については適切に確保されているものと判断いたしました。

- 2021年2月16日付で公表した「当社一部製品の定期検査報告における不適切な行為について」について、実効的な内部統制システムの構築に向け、取締役会の監督のもと、風土改革委員会や内部統制委員会を設置し、以下の施策を展開することにより、再発防止策の基本的な構築を完了し、国内生産子会社4社によるISO9001/IATF16949の早期再取得を実現した。
 - (1) 組織体制の見直し・監査機能の強化
 - (2) 人の手が介在できないIT検査システムの導入
 - (3) 検査内容・検査項目の見直し
 - (4) 品質教育・コンプライアンス教育の強化
 - (5) 風土改革・意識改革

- 当社取締役会は、最優先課題である事業再生計画の達成及び中長期的な企業価値向上のため、業界知見に精通した社内取締役と、事業再生、企業経営、業界知見、研究開発、モノづくり(生産・品質)、財務会計、法務/ガバナンス/コンプライアンス、グローバル経験等の各分野において、高い専門性及び経験をバランスよく備えた社外取締役で構成されており、事業再生を最優先課題と位置付ける現時点の布陣としては適切である。
- 取締役会事前説明会において、審議資料の要点について説明し、また、必要に応じて開催される取締役意見交換会において、監査等委員会設置会社の取締役会において審議すべきテーマや内容を事前に絞り込む等の施策を通じて、取締役会審議をより充実させるための取り組みを実施した。
- 取締役会で審議した案件の進捗・課題及びその対策状況に関して、執行役員会レベルでのみ報告・共有されていたもののうち、取締役会による実効的な監督機能の向上のため、特に事業再生計画の達成及び中長期的な企業価値の向上の観点から重要な案件について、取締役会において報告が実施され、多様な見地から対策の有効性等が議論されている。
- 取締役会の諮問機関である役員指名諮問委員会及び役員報酬諮問委員会を通じて、取締役をはじめとする経営幹部の人事及び報酬について適切な監督が行われている。具体的には、新たに Chief Officer 制度を採用し、負荷の集中が著しい代表取締役から Chief Officer に権限を委譲させることを提言し、執行レベルの権限移譲の促進に寄与した。

一方、取締役会の実効性を一層高め、事業再生計画の達成及び中長期的な企業価値の向上を目指すための課題として、以下の事項を確認いたしました。

- 2021年6月に監査等委員会設置会社に移行したが、執行レベルで判断すべき一部の業務執行判断について取締役会に判断を委ねられていると見受けられる場合がある。
- 社外取締役に提供される情報が増え、取締役会における審議の充実に寄与している反面、執行側から提供する情報が絞り込み切れていない結果、審議の長時間化が生じている場合がある。
- 取締役会を除く、社内重要会議体のメンバーが一部重複している場合が散見され、効果的・効率的な審議に課題がある。

3. 実効性向上に向けた改善すべき取り組み

今回の実効性評価の結果を受け、以下のような施策を講じることで、取締役会のさらなる審議の充実と実効性の向上に努めてまいります。

- 構築された定期検査報告における不適切行為の再発防止策の進捗や課題を定期的に確認する等、取締役会による継続的なモニタリングを実施する。
⇒ 構築された再発防止策の実効性を一層高めるための改善を継続的に実施することにより、将来にわたって不正行為をしない社内風土・意識の定着化を図る。
- 監督と執行の分離を促進し、取締役会の監督機能を一層強化するため、取締役会で議論すべき事項・位置付けを明確化(執行側の経営会議と明確に峻別)する。
⇒ 取締役会審議資料は、議論すべきポイントやリスク等を端的に記載するとともに、執行側とは異なる、専ら大局的な見地から、監督側として議論すべき事項が明確になるよう工夫する。
- 社内重要会議体の役割・構成員を見直し、上位会議体による監督機能を強化する。
⇒ 上位会議体は、下位会議体における判断の是非について監督するとともに、上位会議体自体の判断基準・視点に基づき審議することができるよう、各会議体の構成員・判断基準・視点等を見直す。

以上